

## 第13回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年7月25日(木) 午後2時00分～2時50分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (13人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	3番 源田 武志
4番 林郷 ケイ子	5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治
7番 舘野 栄子	9番 大粒来 清美男	11番 北村 卓也
12番 下田 博美	13番 馬場 健一	14番 塩倉 健一
15番 高城 健一		

4 欠席委員 (2人)

8番 川崎 和志                      10番 軒 保

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (12人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
坂澤 勉	山道 啓蔵	金澤 百年	柏木 淑子
川原 由次郎	林郷 永吉	下権谷 由雄	塩倉 康美

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について

第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 麥澤 光英

係長 猪石 秀美

主査 秋山 善一

主任 佐々木 えり子

主事 中里 利則

## 8 会議の概要

- 議長（会長） ただ今から、第13回洋野町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は、当席を含め13人です。  
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
ただちに会議を開きます。
- .....

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番 北村委員、12番 下田委員を指名  
したいと存じますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
○議長（会長） 異議なしと認め、両人を指名します。
- .....

### ◎会期の決定

- 議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。  
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）  
○議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
- .....

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（会長） それでは、議事に入ります。  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたし  
ます。詳細については事務局より説明いたさせます。  
○事務局（事務局長） 議長。  
○議長（会長） 局長。  
○事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。  
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番について、ご説明いたしま  
す。  
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決  
を求めるものであります。  
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇  
〇番、地目 畑、面積 〇〇〇㎡であります。  
権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇 氏、  
経営面積は、田 13,510㎡、畑6,161㎡、計19,671㎡で、農業従事者は3人です。  
譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、〇〇〇 〇〇氏 経営面積は、田18,449  
㎡、畑4,086㎡、計22,535㎡であります。  
申請事由は、自宅の隣の農地で耕作に便利であるため譲り受けようとするものであります。  
お手元の 総会提出資料 1ページから4ページをご覧ください。  
1ページは 位置図と現況写真で、写真は申請地の〇〇側から撮影したものであります。2ペ  
ージは公図、3ページ4ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項及び

第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年7月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願します。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。番号1番について、〇〇推進委員願います。

〇〇〇推進委員 〇〇農業委員と共に7月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

申請地は、譲受人の自宅の隣にある農地で、これまでも譲受人が借り受け耕作していたものです。現地は、農地として適切に管理されており、今後も継続して利用する予定であることから、許可しても問題ないと思えます。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

番号1番について、〇〇推進委員の現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（会長） 次に日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号6番を一括上程いたします。詳細について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局（事務局長） 議長。

○議長（会長） 局長。

○事務局（事務局長） 議案書 2ページをお開き願います。

議案第2号 申請人から提出のありました農地法第5条に規定する許可申請番号1番から番号6番について、県知事に進達するにあたり、係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 畑、面積 6,644㎡のうち、363.3㎡を借人住所氏名、仙台市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇〇号、株式会社 〇〇〇〇東北支店 支店長 〇〇 〇〇氏が、貸人住所氏名、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏から、使用貸借によりその他施設用地として一時転用するものであります。

お手元の総会提出資料5ページから9ページをご覧ください。

5ページは、事業計画書であり、転用目的は携帯電話無線中継基地局建設のための作業用スペース及び資材置場、仮設トイレ等の設置であります。

6 ページは位置図と現況写真で、写真は 申請地の〇〇側から撮影したものであります。

7 ページは公図、8 ページは申請地の付近現況図で、農地の種類は農用区域内農地であります  
が、通信施設の建設のための作業用スペース及び資材置場として、必要な面積を許可後 6 ヶ月間の  
一時転用をするもので、工事終了後は原状回復であり例外許可ができるものと判断します。

9 ページは配置図であり、当該土地は、JR〇〇線〇〇駅から〇〇に約 1.7 km の位置にあり、〇側  
を町道、〇側、〇側を山林、〇側を畑と山林に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響、位  
置的な問題はないものであり、他に適地はなく代替性はないものと考えられます。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 7 月 17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っており  
ます。

10 ページ 11 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1) の転用目的以降、  
該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

議案書 2 ページに戻りまして、番号 2 番、3 番であります。事業計画が同一であり関連性があ  
りますので、併せてご説明申し上げます。

番号 2 番、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇〇、地  
目 畑、面積 209 m<sup>2</sup>、譲受人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地、〇〇 〇氏が、譲渡人住  
所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇氏から贈与により一般個人住宅用地とし  
て住宅建築のため転用するものであります。

次に番号 3 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇  
番〇〇、地目、畑、面積 353 m<sup>2</sup>を譲受人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地、〇〇 〇氏が、  
譲渡人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地、〇〇 〇〇氏から贈与により一般個人住宅用地  
として、住宅建築ため転用するものであります。

お手元の総会提出資料 12 ページから 22 ページをご覧ください。

12 ページ 13 ページは、番号 2 番、3 番の事業計画書であります。譲受人は、実家の周辺に自己  
住宅の建築を計画しており、町道に面した平坦で宅地に適した兄の所有する 3 番の申請地を選定し  
たものであります。また、隣接する番号 2 番の新築住宅用地であります。奥行きは問題ないもの  
の、間口の距離が手狭なため、必要最小限度の部分の譲り受けるものであります。

14 ページは当該土地の位置図及び写真で、番号 2 番は北側から、番号 3 番は〇〇側から申請地を  
撮影したものであります。

15 ページは公図、16 ページは付近状況図で、当該地は農地の種類は 10ha 以上の一団の農地に位  
置していることから第 1 種農地に分類されるものであります。集落接続であり日常生活に必要な  
施設であり、不許可の例外になるものであります。

17 ページは建築物等の配置図、18 ページは立面図で、町立〇〇〇〇から南東に約 600m の位置に  
あり、番号 2 番は〇側を町道と畑、〇側、〇側、〇側を畑に囲まれた農地であり、番号 3 番は、〇  
側を町道、〇側を宅地、〇側、〇側を畑に囲まれておりますが、併せて周辺農地への用排水及び日  
照、通風等の影響、位置的な問題はないものであり、他に適地はなく代替性はないものと考えられ  
ます。なお、当該土地への現地調査は、令和元年 7 月 17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行って  
おります。

19 ページ 20 ページをご覧ください。番号 2 番の県知事に進達する意見書であります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1) の転用目的以降、  
該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

21 ページ 22 ページをご覧ください。番号 3 番の県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1) の転用目的以降、  
該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

議案書 3 ページに戻りまして、番号 4 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇 地目 畑、面積 284 m<sup>2</sup>を譲受人住所氏名、〇〇市〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇 〇〇号、〇〇 〇〇 氏が、譲渡人住所氏名、〇〇市〇〇〇〇 〇丁目〇 〇番〇号、持分 3 分の 1 〇〇 〇〇 氏、持分 3 分の 2 〇〇 〇 氏から、売買によりその他施設用地として住宅敷地のため転用するものであります。

お手元の総会提出資料 23 ページから 29 ページをご覧ください。

23 ページは、事業計画書であり、譲受人は、宅地を購入し自己住宅の建築を計画しておりますが、隣接した申請地において法面の傾斜がきつく遊休農地化が見込まれることから、家庭菜園及び法面保全植栽スペースとして利用するものであります。

24 ページは位置図と現況写真で、写真は 申請地の北東側から撮影したものであります。

25 ページは公図、26 ページは付近状況図であり、当該地は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地に該当するものであります。

27 ページは配置図であり、町立〇〇〇〇〇から〇〇に約 400m の位置にあり、〇側を宅地と農地、〇側を原野、〇側を町道、〇側を公衆用道路に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響、位置的な問題はないもので、他に適地はなく代替性はないものと考えられます。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 7 月 17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っております。

28 ページ 29 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

議案書 4 ページに戻りまして、番号 5 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 509 m<sup>2</sup>を譲受人住所氏名、洋野町〇〇〇第〇地割〇〇番〇、〇〇 〇〇 氏が、譲渡人住所氏名、洋野町〇〇〇第〇地割〇〇番〇、〇〇 〇〇 氏から、贈与により 一般個人住宅用地として住宅建築のため転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 30 ページから 36 ページをご覧ください。

30 ページは、事業計画書であり、自己住宅の建築を計画しておりますが、道路に面し平坦で宅地に適した自己所有地がなく、〇〇より贈与を受け住宅建築しようとするものであります。

31 ページは位置図と現況写真で、写真は 申請地の南側から撮影したものであります。

32 ページは公図、33 ページは付近状況図及び配置図であり、当該地は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地に該当するものであります。

また、JR〇〇線〇〇駅から〇〇に約 1 km の位置にあり、〇側を宅地と畑、〇側を国道、〇側を宅地、〇側を町道と国道に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響、位置的な問題はないもので、他に適地はなく代替性はないものと考えられます。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年 7 月 17 日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っております。

35 ページ 36 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を 4 の農地転用許可基準の要件を照らすこと、(1)転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

議案書 4 ページに戻りまして、番号 6 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番地〇〇、地目 田、面積 285 m<sup>2</sup>を借人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇〇 氏が、貸人住所氏名、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇 〇 〇 氏から、使用貸借により 一般個人住宅用地として住宅建築のため転用しようとするものであります。

お手元の総会提出資料 37 ページから 44 ページをご覧ください。

37 ページは、事業計画書であり、洋野町〇〇地区内に自己住宅の建築を計画しておりますが、道路に面し平坦で宅地に適した自己所有地がなく、父親の所有する申請地において必要な部分を使用貸借により住宅建築をしようとするものであります。

38 ページは位置図と現況写真で、写真は 申請地の〇〇側から撮影したものであります。

39 ページは公図、40 ページは付近状況図であり、当該地は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地に該当するものであります。

41 ページは建物配置図、42 ページは立面図であり、〇〇〇〇から〇〇に約700mの位置にあり、〇側を山林、〇側、〇側を田、〇側を国道に囲まれた農地で、転用による周辺農地への影響、位置的な問題はいものであり、他に適地はなく代替性はないものと考えられます。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年7月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っております。

43 ページ 44 ページをご覧ください。県知事に進達する意見書になります。

事業計画及び現地調査結果を4の農地転用許可基準の要件に照らすこと、(1)の転用目的以降、該当要件を全て満たしていることから、転用は適当であると判断しているものであります。

以上、6件についてのご説明といたします。 よろしくお願ひします。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、議案第2号の調査結果について報告願ひます。

番号1番から4番について〇〇推進委員願ひいたします。

○推進委員 〇〇農業委員と共に7月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

番号1番の申請地は、工事期間中の一時転用しようとするものです。

現地は、作付けされていなくても農地として適正に管理されており、工事終了後は現状に回復するものです。したがって、今回の転用申請については、周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思ひます。

次に番号2番の申請地は、今後継続した耕作は難しいことから、今回の住宅建築に向けて必要な部分を贈与しようとするものです。

現地は、耕作されており適正に管理されておりました。

今回の転用申請については、周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思ひます。

次に番号3番の申請地は、弟の住宅建築に向けて贈与しようとするものです。

現地は、番号2番の隣の農地で草刈りや耕起を行い、農地として適正に管理されておりました。今回の転用申請については、周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思ひます。

次に番号4番の申請地は、国土調査において宅地分の法面を農地に地目変更したものを今回、住宅敷地として売買しようとするものです。

現地は、斜面が多く農地として管理するには難しい地形であり、今回の転用申請については、周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

次に番号5番の現地調査を行った結果について報告願ひます。

〇〇推進委員願ひいたします。

○推進委員 〇〇農業委員と共に7月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

番号5番の申請地は、実家の面倒をみる孫の住宅建築のために贈与するものです。

現地は、実家と隣接した農地で、耕作されており農地として適正に管理されておりました。

今回の転用申請については、周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。番号5番について現地調査の報告が終わりました。次に番号6番の現地調査を行った結果について報告願います。

○推進委員 ○○農業委員と共に7月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請は、親子間の使用貸借により住宅を建築するため、転用しようとするものです。

現地は、長年、休耕しており、転用しても周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長（会長） ありがとうございます。

議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から6番までの説明および現地調査報告が終わりました。

○議長（会長） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第2号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から6番について申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（会長） 次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番を上程いたします。詳細については事務局の説明を求めます。

○事務局（事務局長） 議長。

○議長（会長） 局長。

○事務局（事務局長） 議案書5ページをお開き願います。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申しあげます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、利用権設定1件の審議をお願いするものであります。

議案書 6ページをお開きください。7ページから12ページの利用権設定に係る農用地利用集積計画総括表であります。

番号1番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、○○ ○○ 氏、洋野町○○第○○地割○番、利用権を設定する者の氏名住所は、○○ ○○ 氏、洋野町○○第○○地割○番地であります。利用権の種類は使用貸借、内容は、畑 始期は令和元年8月1日、終期は令和11年7月31日までの10年間であります。





地所有適格法人要件の法人形態は 株式会社、事業の種類は 養鶏業及び農畜産物加工であり、売上高、構成員数、業務執行役員数いずれも適であり、要件の適否は適となっております。

関係資料は総会提出資料 49 ページ 50 ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。日程第6 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について終わります。

.....

#### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（会長） 次に、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、番号1番から番号7番を一括上程いたします。

事務局より説明させます。

○事務局（事務局長） 議長。

○議長（会長） 局長

○事務局（事務局長） 議案書 16 ページを お開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領で、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号7番までの7件につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった7件のうち、権利を取得した事由は、全てが相続であり、あつせん希望の有無については、番号1番から6番までの6件は無で 提出されており、番号7番は有で提出されております。

関係資料は総会提出資料 50 ページから 58 ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について終わります。

.....

○議長（会長）

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第13回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。